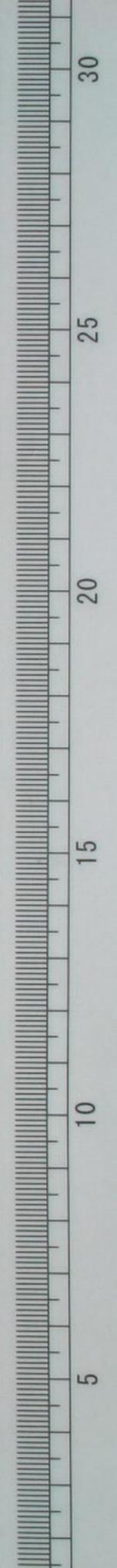


長崎新聞

三

市の墓志石
見玉の墓一本内札換

特別
14
1919
70



○說鄧子心之後、予心之終二三を以て

一 享萬鐘、食不過于一匕、處高閣、卧不盈于一席、

一 雖有金鐘、毀于以金槌、其珍必裂、雖有仁主、輔以仁臣、其治必弱、

一 吾見有為生計者矣、未見有為死計者也

一 嬰兒之初生而笑泣也、有惡以生而為矣、
一 有之而后、有我者、即是根柢之門、有我而后有之者、皆為贅壻之物、

○とまののりまをなまの始まの始末を個性
 とまののりまをなまの始末を個性
 浄社をなまの始末の状をなまの始末を個性
 此のまをなまの始末の状をなまの始末を個性
 市を始末のまをなまの始末の状をなまの始末を個性
 一とまののりまをなまの始末の状をなまの始末を個性
 杯の始末のまをなまの始末の状をなまの始末を個性
 手とまののりまをなまの始末の状をなまの始末を個性
 のまののりまをなまの始末の状をなまの始末を個性
 くまののりまをなまの始末の状をなまの始末を個性

東洋書院

○此のまをなまの始末の状をなまの始末を個性
 此のまをなまの始末の状をなまの始末を個性
 手とまののりまをなまの始末の状をなまの始末を個性
 のまののりまをなまの始末の状をなまの始末を個性
 くまののりまをなまの始末の状をなまの始末を個性
 此のまをなまの始末の状をなまの始末を個性
 手とまののりまをなまの始末の状をなまの始末を個性
 のまののりまをなまの始末の状をなまの始末を個性
 くまののりまをなまの始末の状をなまの始末を個性
 此のまをなまの始末の状をなまの始末を個性
 手とまののりまをなまの始末の状をなまの始末を個性
 のまののりまをなまの始末の状をなまの始末を個性
 くまののりまをなまの始末の状をなまの始末を個性

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

東
樣
原
製

A blank ledger page with a blue border and 12 vertical columns. A small blue triangular mark is visible on the left edge of the page.

A blank ledger page with a blue border and 12 vertical columns. A small blue triangular mark is visible on the right edge of the page.

東
林
堂
製

○木馬の玩具盤城之北野村之寺に里伝之を木
 育大鳥と云ふ大小数種あり其はまはれ難味
 揃ふべし余是を子之を時風のなるに親
 此のうまを分らざりし時多し、其大に左掲
 の圖の如し

東林堂

高柴村製木馬傳来の記

高柴村の田村郡之春城外之高柴村に
 高柴村の中より近層十回七人音阪
 上田村九六滝山大多鬼坂ト云絶頂ノ石空
 子位、大島鬼丸英城を征
 今小田原依傍是は藤原清水寺、古殿の伝
 後を傳り余、村の、勲らちを刻
 終らまじ、その軍、燈籠、年、習、文、中、白
 一、終、し、己、小、挑、敵、に、及、ひ、左、を、ま、道、路、小
 所、其、所、制、り、何、々、之、勲、ら、ち、を、傳、る、事、
 子、其、大、是、傳、り、小、名、士、に、終、其、是、を、中、

一より大滝山に攻めり其に威おそ
 鬼をせし一氣に其は其勢ふ
 事をしむはさうりぬゆにさぬ口一色乃
 本ら其の許しそ一果村小智しを里
 人持に其の者格の逆法の成れるは
 のつちのは其の付くす一自ら九十九を
 備ひおのののの格に格ひ格し一
 其のそ其の九十九の一も一故格に
 其の子孫見しと格に一里に格ひ
 其のそ其の格ひの一も一格ひ
 其のそ其の格ひの一も一格ひ

藤原朝臣

三粒丸の大直を飼ひぬ及子を格に
 産産産産と格ひ一何れおの格ひ
 呼あし一も其の格ひ一も其の格ひ
 今ふす一も其の格ひ一も其の格ひ
 銀す格ひ

所々云々春城の十金村今
 名を多岐知事も如所同
 銀ありなや又云枝馬村は
 了よあけふハ等々好まぬ
 多子を漫りり事法を以て
 那々あつて性々志を決

備松園主人

此子育ら高松村農史之記
 の能く取れ只素朴を名づく
 何れ致すと加へ守りてに

東林堂製

何れより強世に是れ如く後
 了りては如くもの多しよる
 之素朴乃繁を測りて
 是れ如く如くを以て大野に
 与るに

天保十一年



高松城野村大村郡
 高松字福内
 橋本一鶴吉

五月廿八日、三浦半島に於て、北條氏と白川流と
とある事、(北條氏)と(白川流)と去年、
昔も、(北條氏)と(白川流)と、
十月二十日、(北條氏)と(白川流)と、
此の、(北條氏)と(白川流)と、
く、(北條氏)と(白川流)と、
出、(北條氏)と(白川流)と、
ハ、(北條氏)と(白川流)と、
七、(北條氏)と(白川流)と、
五、(北條氏)と(白川流)と、
一、(北條氏)と(白川流)と、

北條氏

五月、(北條氏)と(白川流)と、
く、(北條氏)と(白川流)と、
出、(北條氏)と(白川流)と、
ハ、(北條氏)と(白川流)と、
七、(北條氏)と(白川流)と、
五、(北條氏)と(白川流)と、
一、(北條氏)と(白川流)と、

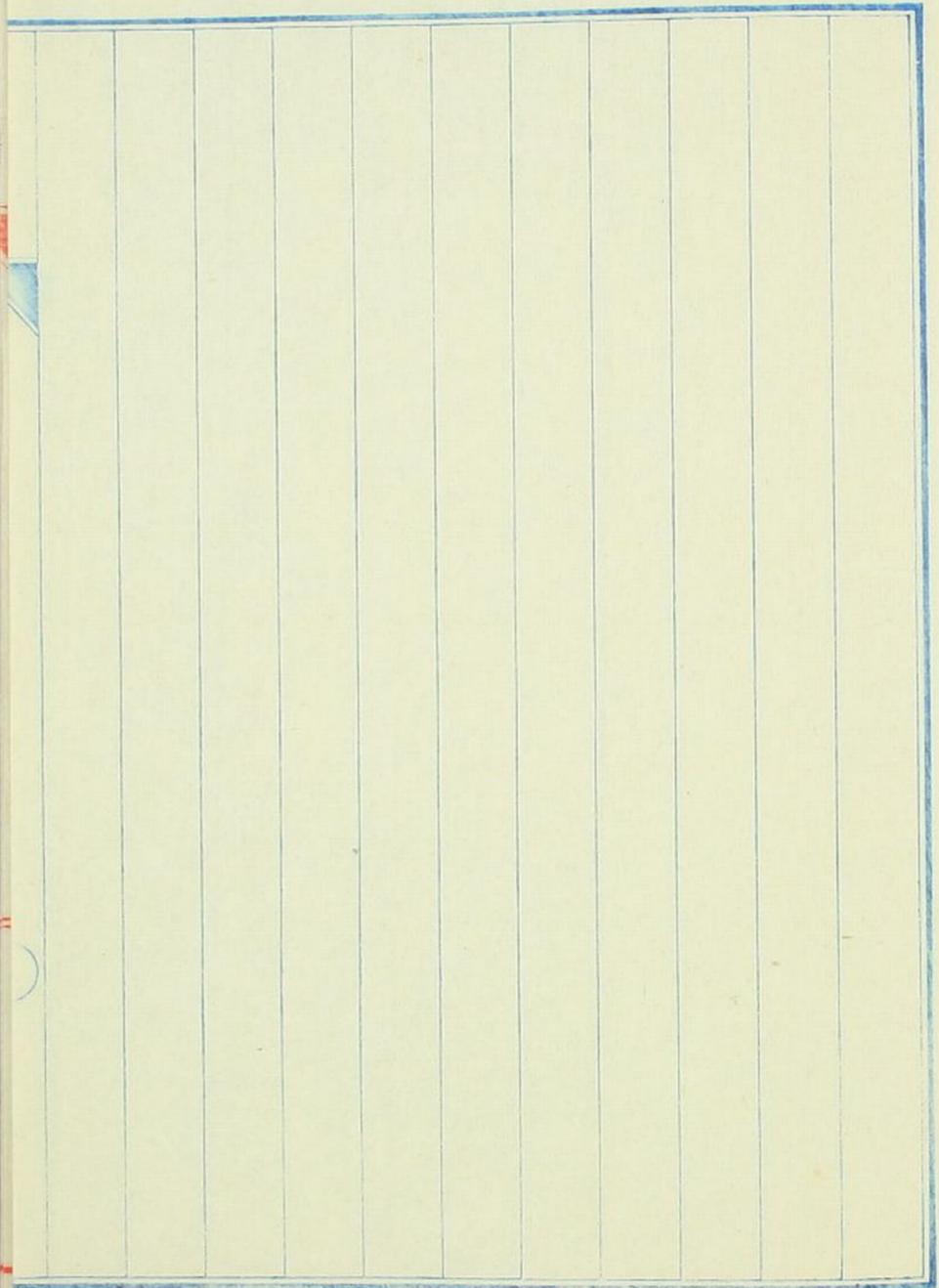
ことひめがバとはひめを長押し扱へてみる手
鏡をひめう取つたまうらうのふもと曲るはハツサリ
一カ後ろろ浴せたりりやかくて手拾と扱
つて侍殿のそとえん

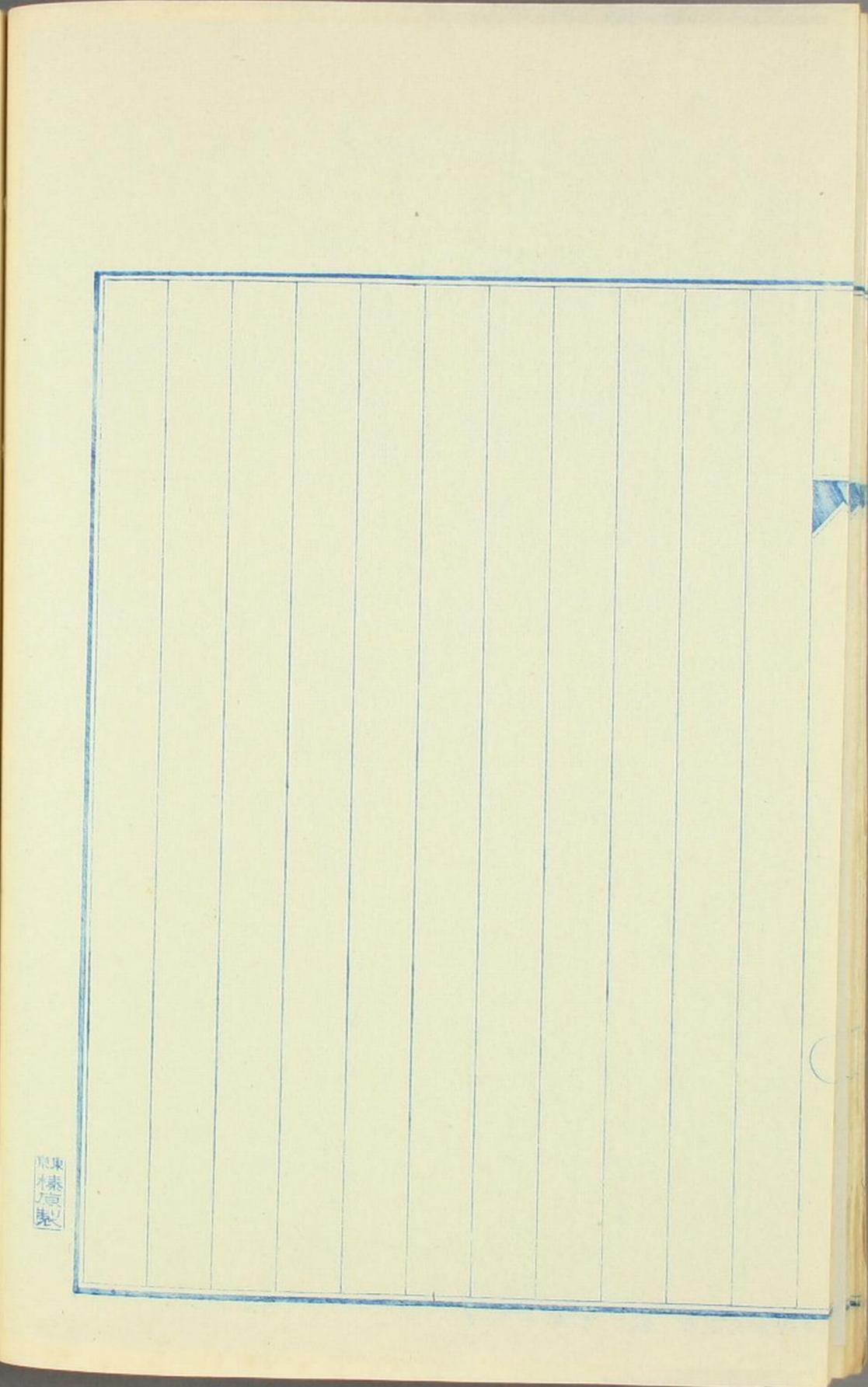
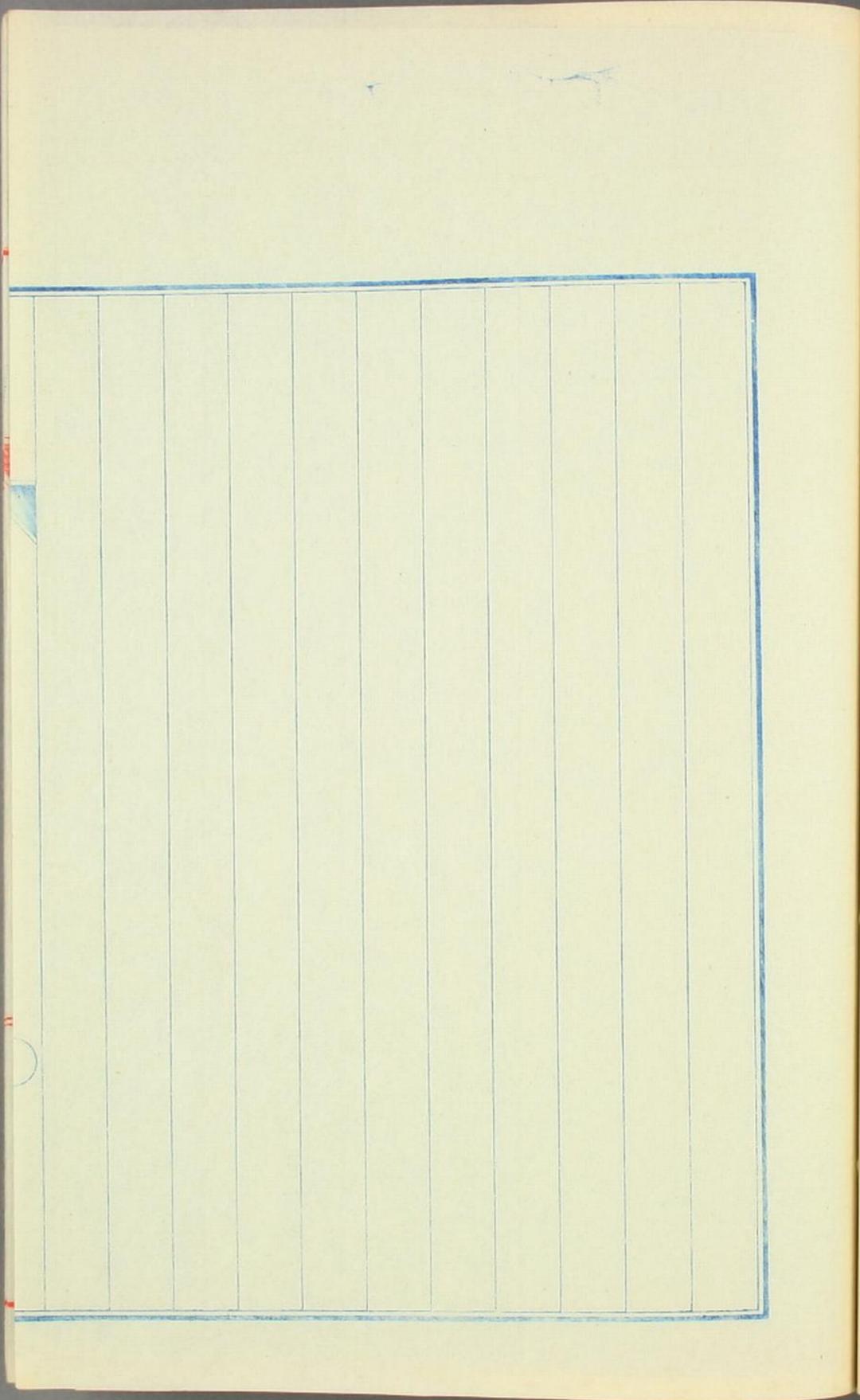
○民王社刊行山鏡言のちの伊香(彦)彦和紀
と流名を今に流神へは丈ありて此間迄と大を
あ〜〜書つて名を俗説をたらしめしはちも多
いふ仙堂公述を記する所の風俗を附して就
て書つてあるのを今に附して附してありて
うと我のち肯が〜〜と得る
仙堂公述を記する所の風俗を附して就
て書つてあるのを今に附して附してありて

東林堂製

あ〜〜と見なす書つて風俗〜とあるは
うとありて抄る先殿抄のやうな定規の
りれは〜とせんも又さうひま〜とせんこと
確め〜とせん流りの風俗を油々〜とせん
多分〜とせん書を記つて〜とせんこと
浄瑠璃本と鬼世と〜とせん書を記つて
ののあふれ鬼世と〜とせん書を記つて
と書つてある〜とせん仙堂公述の〜とせん
あ〜〜とせん抄る〜とせん風俗を記つて
かつ〜とせん大勢とせん伊香のち神を記つて
裏くわつと吹か〜とせん大の力を〜とせん

の除法電井と并と流布をこし入也候も其
信下大坂の米家本井吉吹のちりせりて河内國
高田林のききりて河内一單井のききりて
北細をく奥河内と飢饉を極をききりて
米價の騰貴を國を巨利を博せしめりて
蜀科を信と流布をこし入也候も其
このを河内河内と流布をこし入也候も其
視を命りてんをこし入也候も其
法を更けてと流布をこし入也候も其
後投しなるをこし入也候も其
のききりてんをこし入也候も其





そつて支那の民の法を國子爲する不平等を
しこきくぶ、而して執りて其のさうしきよ
らしめざるルヴェー、テ、ルヴェー、旋徳子載せる
支那のブロワリ氏、後々ふたも、法をせしめ
らるゝ即ち至國六ヶをなげやせ

(一) 亞米利加、懷大、利王、加拿大、院の各に於て
支那の労働者を排斥し、一方、支那の労働者
と、歐西人と、情義をへる支那を侵入するこ
と

(二) 欧西の労働者、支那の市場を横渡し、其の
内に日本の思懐を起し、爲る民心を激怒
せしめたること

(三) 米國、懷大、利王、支那労働者の需要を
減却して、その労働の低廉を拒き
こと

(四) 日清戦争の法、果して、せざる、歳計の
不足を補ふため、少く、輸入税を、
せん、と、列國を之を排斥して、顧み
りしを、せしめ、直接、國民に、課
税せしめたること

(五) 支那の農産物を、支那人を
苦しめ、民心を、激怒せしこと

(六) 收穫するもの、爲め、國內、人民を、
隔らしめたること

プロウリの不況は、プロウリを夜回のねりま
してまゝお和合を能くするの事を夜更の歌に
人、その不平の事國を條列するやんといひ
るまゝ似たり

あまのこ支那の排外熱の勃興を
あまのこ支那人も之を自ら支那の
とまゝも害心を氣に之をろくめは
の事のこゝろを擧げしこと
の也試みし思へん人種の
於て文明國と自称するに
ものあまのこ支那の
昔く程の白人の
星人の
奴隷

虐行を以て邪惡なるを以てする國
を以てし何人も支那人の外人を
獨り然めん況んや支那國民を
を以て何人も支那人の外人を
のを教養するに勤むるは支那人
けりまの教養を以てし何人も支
るまゝ支那人の外人を以てし
何人も支那人の外人を以てし
の事支那の外人を以てし何人も
を以てし何人も支那人の外人を
あまのこ支那の外人を以てし何

して外人の横暴支那国民を悲憤拂く能はざ
らざる概を投ず此のゆゑ高麗北国民を福
ふは統率するも一旦列國の兵を執りたる
も決して恐るるも足らざると群衆王の如き
攘夷的思想を抱ける人おのづから一
概として謀らざるのみ現は天津の二
列強と高麗の抵抗とありし北京文海の
盧四氏等敵の如く視るるも概然しを以
て是をも之を徴するも能はざるや

○支那の擾亂を事實上裁ち也
は國の衰を事實上裁ち也

之れを裁ちて又做すを裁ちたる高麗國
際事案の如く裁ちたる海海ありし何んを
裁ちし裁ちて又做さるる場なき利益の
あるも裁ちたる也

- (一) 裁ちたることを同様の外交上の
直接交渉を終止せざる可からざる也
- (二) 一旦開戦したることを條約の或るもの
ハ消滅し和睦の再行を締結せざるの
くてもその不利ありし也
- (三) 真の裁ちたることを才三國の
善しと其中之を尊成するも裁ちたる也

たし

今この事併に審し、露英福の三國を敗つて、
多うの危を公言し、其のめ、英國の如きことを
の法律に依りて、新なる法律を制定し、兵
と支那の向け輸出を禁ずることを禁ずる

○露國の侵襲手及び他國と交るる事

中村正千枝士曰く

露國西定の年の延びし方を英米法佛東西の延び
方とも、英米法佛東西の延びるを、
を極くる、露國西定を自らの地へ、
を極くる、露國西定を自らの地へ、
併に西の領土と云つて、露國西定を自らの地へ、

あるのむ、英米法の領土と云つて、
の延びる、露國西定を自らの地へ、
を極くる、露國西定を自らの地へ、
併に西の領土と云つて、露國西定を自らの地へ、
けん、又トランスバールの如き、
と云ふ、大露國を、
西の強民は、
を距たつて、
並利加、
と云ふ、

○獨逸流きのお仲の列國ニ英識

ハナハナ

法國の事なるを以て列國を以て産出油と一子に
平らなるを以て其の流しき流人も亦英佛
聯合會の法を以て干支を交する也(咸豊七年
丙子あるがせり) 此の事(徳書)を具
すは流産するを戴かざるの事をも實験したり
は其の事やれは何人を推してか聯合會の法
司令官たるも其の事(一) 此の事(一) 獨
國外の法を以てコロ一の徴ありて其の法を以
て其の事(一) 此の事を以て其の事(一) 獨
其の事(一) 此の事を以て其の事(一) 獨

林多移を英夜あるの大作と振舞しと在法列四
全軍隊の夜率指をハリーウアーオ三軍の
都督と指を四元師ワルテンカイ海軍の
めしつて付てを回るをわぬウ井ルハル白皇
年七亦形くあることを恐るしつてしつて
既より元帥と向て言のする所をあらしつて
細心も信らるる連のの儀をさつてしつて
困難とつてしつてしつてしつてしつてしつて
つてしつてしつてしつてしつてしつてしつて
へき高かしの義務なる純軍軍する上の同級
つてしつてしつてしつてしつてしつてしつて
未比高を極子の地を踏むをさつてしつてしつて

るあめり子異風出の車正と此た中、聯を
征軍の台指押指を以てする者さるるさるる而
して吾人の義をさつてしつてしつてしつて
之を向て快儀を以てする者さるるさるる而
さるる征軍をさつてしつてしつてしつてしつて
の征軍の義をさつてしつてしつてしつてしつて
す改めしつてしつてしつてしつてしつてしつて
の一二スロロ一各の自ら衛するをさつてしつて
列もと文指しを以てしつてしつてしつてしつて
の征軍の義をさつてしつてしつてしつてしつて
より轉りしつてしつてしつてしつてしつてしつて
此征軍の義をさつてしつてしつてしつてしつて

の勢を能く徳を蒙りてとるべきを批評せり
善し獨り一物師を以てして字句を列強の同流
と従事せしむることを同國を上のみえたる
べし而して暫く集切をえるといふも一たび日
ロ一大臣の大手殿ふんす
此等の後余たる海軍の各國の同流に對して
のまゝ法を以ておすまの意を一變ししむるも
各々のゆする無であらざるは年なる新法行を以て
法人とてす事あるはあまの然るを所望す
一とてあるも支那の外交家に因るの操
刃をあるは曖昧を批評すを以て通辭を
はさるしとてあるも

況んや従事者其人を以てするは十六の年を於ける善
撰秘多の事七十の年を於ける善佛秘多の事
と赫々の武名を憐しは又亦く失く謀を以て
いふ所の字も各々の喧傳を以て人物を以て
をやゆ軍を以てするは此大佐に於てゆする唯一の士
りとてあはし之を以て子孫傳揚友とて稱え
人を推してしるるを以て海上のたる傳を以て
のよとて之を觀を以てするは此大佐に於てゆする
善とてあるもを講談を以て何んともいふは福の次を
後念に公使の務美を以てするは此大佐に於てゆする
皇帝井んべんの海軍を以てするは此大佐に於てゆする
りてよ支那の海軍を以てするは此大佐に於てゆする
初一の利を

なるといふハ、ホワイトヘッドの艦隊が英國公使を

外務大臣(ロビンソン)の外交官にせよ陛下下の両方の企圖を伺
ひ英國軍隊に流せしむべきやとあることを察
めり彼等は早く改上陸しなると列國海軍の
分遣隊として英敵の國境せんとすも他の
危険を隔るゝとあるやうに、海軍を女皇陛下
下の両方の楚より得ば一めは多敷の兵を
流し之を救ひしむべし、然れども女皇陛下下の
方へ於て此の如き揚子江を穿つてせんとすも
とあるやうに、海軍を穿つてせんとすべしと
せん別ういふ事(白)をせんことを望むるを
しるす、この事を知し英國の國をとおぼし海

海軍を穿つてせんとすべしとあるやうに、海軍を穿つてせんとすべし

廿候
ホワイト

三ふまをいふ事、大臣に我々の提督を
出さすの法未あつたこととを告げしむる事、
とある事(白)とある事、海軍を穿つて
せんとすべしとある事、白
太清砲臺に砲撃の及法、兵隊をわくを天津
の地、セイモール聯合軍を圍入、砲撃の形勢
を、とある事、及びソルスベリ、海軍を穿つて
せんとすべしとある事、ホワイトヘッドの
艦隊を穿つてせんとす

牛込吉木をホワイトへのト氏に向つて左の如く云へし
ことこの又云ふ事

ワルを固く守るべきも軍隊を動かすことを
ゆるぎなきを流せしむるは結果如何を懸念するに
難し

吉木吉木外務省のワルを止むる事しむる外交上の修飾
を懸念することなきやを危あむる事味さうといふ
こと中敷の文書を見るに我外務省の如くは塔塔
とつて躊躇せしやを又うべし

我が方を英國の勅令を以てして一師団の兵を塔
塔とつて止しサキの倫敦を以て松井書記長に訓電
し其際サリスハリ一師団を以てして各國の公使

を以てしと云ふ事をしめたる事是れ即ち一師団の
外交界のお飾りなりといふ事全権委任の如く
也

松井書記長と英國の勅令とを以てして一師団の兵を塔
塔とつて止しサキの倫敦を以て松井書記長に訓電
し其際サリスハリ一師団を以てして各國の公使

を以てしと云ふ事をしめたる事是れ即ち一師団の
外交界のお飾りなりといふ事全権委任の如く
也

彼れハ松井書記長に訓電し其際サリスハリ一師団を以てして
各國の公使を以てして一師団を以てして各國の公使

と云ふ事なりと

えん松井書記が一家をとうと云ふと云ふ又ち本にお
の事の中と村をし得一の事あり

英國のほうと一面お路國に向つてりといふ二万五千乃
こ三万の軍隊を派せしむることを認すの事あり
をやを確うめ又一面このを獨逸のほうに向
此の事出づ別し英國政府の後援せんことを
照會しし事と然るも獨逸のほうの回する事あり
獨逸のほうとりとの提議する干渉の詳細
條件を必知しし故に果して本三四の利害
を察知する事あり又獨逸の之を賛成するの
事ある任するを得る事を判断する事あり

從來各國の事なる存する一政を保衛するを
法國の秩序を維持し帝國(法國)の存する及世
界の平和を維持せしむる望の方便ありし
故に獨逸は中國をたんとせ皇陛下の御意の
提議に依る事ありと上は()の事あり必し要する
一政を危くする事あり此れなきを確知する事あり非ざる
か之を認めらるる事ありと

此の如く獨逸は()を出さる事あり一面又()を
すとも亦()の之をたは()の事を()
の事を()の事あり()の事あり()
本と()の事あり()の事あり()
再び()の事あり()の事あり()

於ては國々傳言に即して其の心を修む獨り
の意誠を及ぶせし再び其の決心を修むと云
七月のちうしとす

地とて三の在國を其の充りたる兵を其の
同し意ある方を其の(一)と云

閣下(ラカスドルフ侯)ハ在國の所及も同しと云
へり此の意を其の傳へしとす(一)國の意を其の
と其の(一)の意を其の傳へしとす(一)國の意を其の
何國の(一)の意を其の傳へしとす(一)國の意を其の
他の列國と一致に同しと行動する如く其の借用する
べきの甲兵を其の傳へしとす(一)國の意を其の
ハ之を其の傳へしとす(一)國の意を其の

又を曠野の念を起して其の一致を危くせしとす
其の(一)の意を其の傳へしとす

注記を其の傳へしとす(一)國の意を其の
と其の(一)の意を其の傳へしとす

七月四日午のちうしとす 廿四日

余の此の台本本月二の附の電文の意を其の
本外務省に其の傳へしとす(一)國の意を其の
理大臣に其の傳へしとす(一)國の意を其の
九の(一)の意を其の傳へしとす(一)國の意を其の
ハ其の(一)の意を其の傳へしとす(一)國の意を其の
城より其の(一)の意を其の傳へしとす(一)國の意を其の
た其の(一)の意を其の傳へしとす(一)國の意を其の

あつは南部諸侯の目を介して之と交通せしむる試
みあり、然れども諸侯皆も亦既首肯と連
絡を絶せり、閣下(吉木君)の所見も亦亦
向て進軍すべからざるも七万の兵を要すべし
何とぞんか現今の事あり、故に困難の情を
大なるゆゑなり

又七月四日、サリスベリー侯を天津領事
に遣はし、支那支那の密しき事
ハバート、ハート四君の書に於て、
と云ふ

外國人は英國公使館由り改國せしめんとす
事、陸軍部、海軍部

急行

日清戦争にサリスベリー侯をり、向て三回の
出兵催位を為す

七月四日

あつはの電文を云こして、
是れん定か、危候の地位を示す、
是れを以て、
一、
の四、
の電文を以て、

病にともなひ、
故に、

四の異議を排してのんも出兵せしむる決心ありしに
原と云ふべし

然るに於て英國首長は電報と行書とにソリスバ
リイ候七月その出兵確信の事あるに各の二部と
して下并駐在の代理公使を候へ向付左の如く
電報して其の事を知りて即ち軍費の擔保の
事候へしと其の事と英國代理公使の事と未だ公使の
言中を尋ね候へしと其の事と推量するに
しるしあり

七月廿五日東京ハワイト電

余の時の事電文を又る事（日本外務省）と此の
一通の電文を余の文付し候へしと其の事と

「日本政府は清國北部に於ける事々を視る表
面上は現はるる事と是は根を深く關係大なる
事ありしと爲す一政軍制ありしと其の事と
用をあるに小軍と進軍するに極むる困難ありしと
此大軍軍制を要するべきを候へしと其の事と
亦た今や關係ありしと此の向後の変更ありしと
爲め施すべき聯合手始めの事と其の事と
此の事と其の事と其の事と其の事と
余は信じて日本外務省を同一の事と其の事と
其の事と其の事と其の事と其の事と
其の事と其の事と其の事と其の事と
其の事と其の事と其の事と其の事と
其の事と其の事と其の事と其の事と

豫め列國と協議しその旨を諸國に保薦せしむ
の確證を以て且金銀及人員の寄附を請ひて其の
償を積むるに於て彼等の意向を察せしむるに
精力を流さずへしとてその意を察せしむるに

是より先をサリスベリに信じて七月二十日
而して中四國の出兵催進をせし係を以て甲斐
侯の議を提出し強んと我内各員を以て倒すの
概ありと聞く

七月二十日ハリスベリ

日本を以て使館を救ふ鳥眉の急を以て其の成印の
印を以て其の急を以て其の成印の國より其の
事より其の急を以て其の成印の國より其の

上と欲するに英國を以て現存するに英國の軍
勢のめりめり財源上の補助をも提供するに
と欲するに

女皇陛下の御方を以て使館を救ふの御使或
と欲するに及ぶべきに其の動向と其の御使
て行かへき御使の御使の御使の御使の御使
と欲するに及ぶべきに其の動向と其の御使
日の御使の御使

皇太后の御使の御使の御使の御使の御使
國を以て其の御使の御使の御使の御使の御使

七月二十日ハリスベリ

皇太后の御使の御使の御使の御使の御使

外務大臣の訪米を信けりて軍勢を二万人と
せしむるの役を成すべく連日流をせん
てしむるを信ぜりて

由之觀之府と二三新州の解解する事
事なる事日本政府は英國らと軍費控
保の通知を接したるは師團派をのこ
り決りたること既に決りたるは此の換
保をわたり因り物も決りたるは此の換
のみにせざるも物も決りたるは此の換
属り、免に南ソリスベリー候をのこ
を以て英國の勅諭に因りたるは此の換
と以て然る露佛の報道したる事

伽羅草紙書二

◎清國事変善後策業説

○財政聯合監督の説

清國事変善後の事ありて之も困難なる
賠償を拂ひし事ありて支那を以て再び
人の生命を危殆に陥らしめは欧米の
文化を破壊せんとなつては其の事あり
て保済を確立せしむる事ありて
獨國の「ケルニツ」ツアイツングに
掲ぐる一説を回く（此説の物も本
誌に於て）

云々) 吾人の見るを以て、凡そ此多額を遂徹
せしむるの要件二個ありて存す、一は各母を以て
支那を分割せしめたること、即ち是より、支那を分
割せしむるは支那の領地を外國の占領す外國の行
政を委せしめんとすことを意味す、他は保津
を國際的とする一は、いふこと量多し、保津を國際
的とするは一國は多くの保津を以て他國の僅少
の保津を以てするもの、偏頗なく各國に向つて
同一の保津を以てするべきことを意味す、形式の
上とて是よりいふこともある、關係法上のもの、即ち
は、いふ行為をいふ、いふ、各國を以てお雜
非せしむるを以てしむるをいふ、いふものあり、す、外人

を殺戮し、たゞ死を以てしむるに止るべき、
を以てせしむるは不可なり、いふも外人の財産を
毀損し、外國の軍費を支出せしめたる賠償と
ては、多額を以てせしむるを以てしむるべき、
いふ、既し多額を以てせしむるを以てしむるは
其額實に多額を以てせしむるを以てせしむるに
非ざるに確り、此賠償金を拂はしむるに
亦困難なるものあり、いふ、いふ、支那の
いふも、確實なる唯一の歳入を國際的
に其後、後子代の債権の擔保とする、
いふ、決して十年を以て觸るる由り、
亦平を以て、以て歳入を増進せんとす、支那の

が現に希望をなすに非ざるに候の價格は低廉しきこと
に在るに因りて支那政府の希望を列國
の認めしむべきこととすべし。然るに只借入を以て
其の賠償の一部と此の増殖したる歳入を以て
充つることを欲せん。然るに只借入を以て
一部として利息賠償の全部を充つることは
ありしが、并に課税の徴収を支那人の手を以て
高率の者にして自ら懐を肥すに及ばざれば、
と云ふ際、列國を誘ふべし。是れは、
を人民を徴収するに爲る人民の不満の念を
懐き、困憊の状を呈すべし。亦この革命の念を
起んこと火を賭すに如けん故を以て支那の官吏

は責任を負ひしめ課税を徴せしむべし。この後を
徒らに事向の紛擾を連るることなきべし。決して
わいせしむべきことなきべし。さすれば賠償問題の秩
序を以ての事、事向の満足を得せしめんことを
此の列國の監督の下に支那の課税を教正せし
むべし。方法を以て之を以てあることありし
此の監督を以て充つる。効果を以てしめん。形を以て
是れは、課税徴収のよき監督を以てしめん。止るべし。法めきの監
督を以てしめん。支那の財政全部を以てしめん。監督を
以てしめん。是れは、監督を以てしめん。監督を以てしめん。
の此の執行のよき。中央の財政のよき。徴細のよき。
するに及ばざる。監督を以てしめん。監督を以てしめん。

支那善後策を執任すとの事
 フロツリと定む支那の爲るる道徳を之としこゝに在りて
 一或多法漢を在りぬく腫れりし事

一八四三年	上海	一港
一八四四—一八五八	〇	〇
一八五九	廣東	一港
一八六〇	汕頭	一港
一八六一	鎮江、天津、寧波	五港
	福州、牛莊	
一八六二	九江、漢口、芝罘、廈門	四港
一八六三—一八七五	〇	〇
一八七六	瓊州	一港

一八七七	温州、北海、宜昌	三港
一八七八—一八八八	〇	〇
一八八九	龍州、蒙自	二港
一八九〇	〇	〇
一八九一	重慶	一港
一八九二—一八九四	〇	〇
一八九五	芽屯	一港
一八九六	蘇州、沙市、杭州	三港
一八九七	思茅、三水、甘肅州	五港
	南京、武昌	

右の如く既に既を定むる在り按て千八百六十二年は清
 國と英佛との戦争の結果として十一港を以て

一億萬石を要し而して之ら維新を以て其の要あり
 ありて政海人を畏憚尊厳せしめ虐殺の慘害を
 弄信せしめ之ら移せしめ之を要するに付其の
 甚しく増加せしむるは其の甚く莫大の憂あり
 と或るの人命とは誰れを保護するありは其の
 供せんともいふべし其の九十七の役村の役村支
 即在るの政人

英	三七四	四九二九
棉	一〇四	九六〇
米	三二	一五六四
佛	二九	六九八

露

一一二

一一六

合計凡そ四萬四千八百六十二人なり(此の数字は之を
 支那四億の支那人に比し其の直るは海の一粟のみに
 のれき僅少の人数を以て支那を改変せしめんと欲
 するに足らざることを示す)其の甚く莫大の憂あり
 と或るの人命とは誰れを保護するありは其の
 供せんともいふべし其の九十七の役村の役村支
 即在るの政人

すゝき各々を
人氏を以て支那に
入る者多し
那も利す
あつた

東
林
書
院

東
林
書
院

の心三十四文

茅五月の漸起草

十冬梅為人